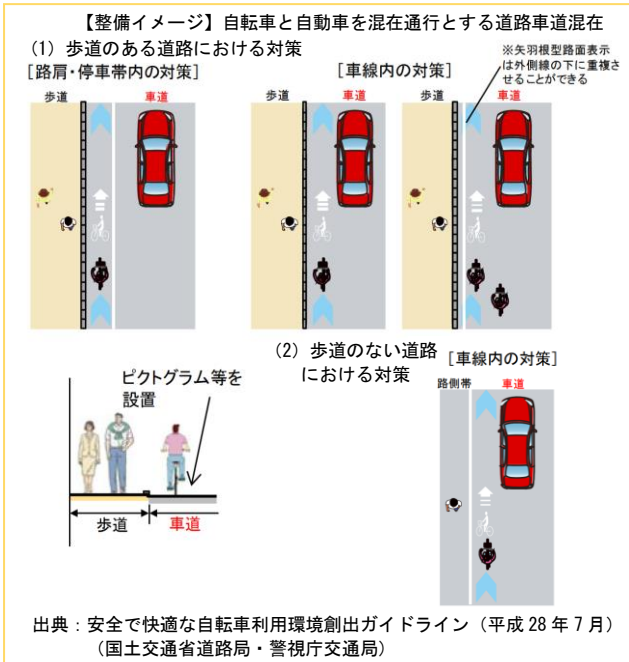


### ● はじめに

先頃、通学路の交通安全を目的とした、歩行者、自転車空間を確保する車道混在整備、自転車走行指導帯の設置整備の業務に携わりました。



業務に携わっている中、公道で自転車は、どこを走ればいいのか？小学校の自転車講習では、“自転車は歩道を走ると教わったような？”そんな疑問が生じていました。実際、自転車に乗るとどこを走ればいいのか、わからなくなることがあります。

そこで、わかっているようで意外と知らない『自転車の交通ルール』について確認したいと思います。

### ● 自転車の基本的ルール「自転車安全利用五則」

自転車の交通ルールの啓発にあたっては、「自転車安全利用五則」が活用されています。警察庁交通対策本部は15年ぶりに「自転車安全利用五則」を改訂しています。

#### （新）自転車安全利用五則（2022年11月1日）

1. 車道が原則、左側を通行（歩道は例外、歩行者を優先）
2. 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
3. 夜間はライトを点灯
4. 飲酒運転は禁止
5. ヘルメットを着用

大きな変更点は、(旧)「子どもはヘルメットを着用」から「子どもは」が消えました。令和4年4月27日に公布された「道路交通法の一部を改正する法律」（令和4年法律第32号）により、今後、自転車を運転する場合は、年齢に関係なくすべての利用者が乗車用ヘルメットをかぶるように努めなければなりません。

### ● 車道原則、歩道は例外-歩行者を優先

自転車は、道路交通法上、軽車両と位置付けられています。そのため、歩道と車道の区別がある道路では、車道通行が原則で、道路の左側の端に寄って通行しなければなりません。ただし、下記の場合においては、例外として歩道を通行できます。

#### ＜普通自転車が歩道を通行することができる場合＞

- 歩道に「普通自転車歩道通行可」の標識等がある時
- ”13歳未満の子ども”が自転車を運転している時
- ”70歳以上の高齢者”が自転車を運転している時
- ”身体の不自由な人”が自転車を運転している時
- 車道又は交通の状況に照らして、自転車の通行の安全を確保するため、歩道を通行することがやむを得ないと認められる時

(325の3) 自転車及び (325の4) 歩行者専用歩行者専用



自転車が歩道を通行する場合は、車道寄りの部分を徐行しなければなりません。歩行者が歩いている場合は、一時停止したり、自転車から降りたりして、歩行者の妨げにならないように「歩行者優先」を配慮することになっています。

歩道のない道路での自転車の通行は、歩行者の通行に大きな妨げとなる場合や白の二本線の標示（歩行者専用路側帯）のある部分を除き、路側帯を通ることができます。平成25年6月14日公布、12月1日に施行の「改正道路交通法」により、「自転車等軽車両が通行できる路側帯は道路の左側部分に設けられた路側帯」に限定されました。

### ● 自転車ナビマーク・自転車ナビライン

はじめに車道混在整備、自転車走行指導帯（矢羽根マーク、ピクトグラム等）について書きましたが、一般に「自転車ナビマーク・自転車ナビライン」と称しています。

自転車ナビマークは、指導帯とされており、「法令の定めのない表示」になります。自転車の安全な通行すべき部分及び進行すべき方向を明示するものになります。ナビマークの上を自動車やバイクが走っても罰せられるなどのことはないようです。

### ● おわりに・・・

今般、「第2次自転車活用推進計画」に基づき、地方公共団体における自転車活用推進計画の策定を促進するとともに、歩行者、自転車及び自動車が適切に分離された自転車通行空間の計画的な整備を推進されています。

自転車活用の拡大を図るとともに、「自転車の交通ルール」を遵守し、交通事故のない社会を期待したいと思います。